

茨城県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等  
の事務委託に関する規約

平成 19 年 3 月 27 日

告示第 31 号

(事務委託の範囲)

第 1 条 茨城県後期高齢者医療広域連合（以下「甲」という。）は、非常勤職員の公務上又は通勤による災害に対する補償に関する事務（以下「委託事務」という。）の管理執行を茨城県市町村総合事務組合（以下「乙」という。）に委託する。

(管理及び執行の方法)

第 2 条 委託事務の管理及び執行については、乙の条例及び規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

(経費の負担)

第 3 条 甲は、乙の条例等の定めるところにより、委託事務の管理執行に要する経費を負担するものとする。

(議決事件の通知)

第 4 条 乙は、乙の議会の議決事件のうち次に掲げるものについて当該議会の議決を求めようとするときは、あらかじめこれを甲に通知しなければならない。当該議決の結果についても、同様とする。ただし、条例については、委託事務の管理及び執行に関するものに限るものとする。

- (1) 条例を設け、又は改廃すること。
- (2) 予算を定めること。
- (3) 決算を認定すること。

附 則

この規約は、甲と乙の協議が成立した日から施行する。